

御所市告示第 120 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

御 所 市 長 東 川 裕

特定生産緑地の解除

特定生産緑地番号	位置	面積（㎡）	指定告示日
85	御所市大字東辻 61 番	1,325.00	令和 4 年 12 月 16 日

※区域は特定生産緑地解除図の通り